

## 日 ASEAN グローバル・パートナーシップ強化助成

### 申請要領

---

#### 1. 趣旨

2023 年 12 月 17 日に開催された日本 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議において、岸田文雄内閣総理大臣は、日本と ASEAN の間の人的交流を一層推進するため、包括的な人的交流プログラム「次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ー」を新たに立ち上げることを発表しました。(\*)

(\*) 外務省ウェブサイト [https://www.mofa.go.jp/mofaj/p\\_pd/ca\\_opr/pageit\\_000001\\_00112.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ca_opr/pageit_000001_00112.html)

これを踏まえ国際交流基金（以下「JF」）では、日 ASEAN 間の人的交流を推し進めるべく、以下 5 つの目的を達成するための事業を実施・支援します。

- ① 日 ASEAN 間において将来にわたる強固な信頼関係を構築すること
- ② 双方向の交流を促し、多層的な人的ネットワークを強化すること
- ③ 気候変動や防災など世界的な共通課題の解決に、共に貢献すること
- ④ 日 ASEAN 関係の懸け橋となる次世代の人材を育成すること
- ⑤ 多文化共生社会の一層の発展に貢献すること

「日 ASEAN グローバル・パートナーシップ強化助成」は、上記を踏まえ、世界的な共通課題の解決に向けて、日本と ASEAN 間の協働作業と連携を促進する国際的なプロジェクトに対して、事業経費の一部を助成するものです。

#### 2. 対象事業

- (1) 以下に該当する事業を対象とします。

ア 日本と ASEAN が共に取り組むべき現代的な共通課題の解決に向けた日本と ASEAN の研究者、実務家による政策指向の研究・協働作業、連携の基盤となる人的ネットワーク構築のための対話・交流と、それらに携わる人材の育成に資する事業（国際会議、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等）

事業で扱うテーマとしては、気候変動、災害・防災、エネルギー問題、経済安全保障、社会的・経済的格差、公衆衛生、AI、都市化など、日本と ASEAN 諸国、さらには国際社会が共に直面している重要な政策課題を想定していますが、これら以外でも本プログラムの趣旨に合致したプロジェクトであれば、申請することは可能です。

- イ 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に開始される事業
- ウ 日本の団体が申請する場合は ASEAN 側、ASEAN に所在する団体が申請する場合は日本側に協力団体が確保されている事業。両者の共同事業として協力体制が確保されているプロジェクト。協力団体は、企画段階から成果普及までを通して共同事業として申請事業に取り組むこと
- エ 総事業費の 20%以上が JF 以外の資金（自己資金、他の助成金等）により賄われている事業

(2) (1)の全てを満たした上で、以下の要素を含む事業を優先して考慮します。

- ア 日本と特定の国の間の二国間交流・協力にとどまらず、ASEAN 内の複数国あるいは ASEAN 地域全体を巻き込んだ取り組み
- イ 次世代人材の育成につながる取り組み
- ウ 多分野の専門家や実務者の参加による多角的な視点や双方向性
- エ 人種、性別、地理的な多様性が考慮された参加者の確保
- オ 都市部に限らず、地方からのプロジェクトへの参画
- カ 活動の成果を広く社会全体に還元するための工夫

(3) 以下のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ア 自然科学分野の学術研究
- イ 営利を目的とする事業
- ウ 宗教的又は政治的な目的のために利用される事業
- エ 特定の主義、主張の普及を直接の目的とする事業
- オ 奨学金やフェローシップの供与を目的とする事業
- カ 友好親善や青少年交流を専らの目的とする事業

### **3. 申請資格**

- (1) ASEAN 加盟 10 か国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）及び東ティモールもしくは日本のいずれかに所在する非営利の団体とします。
- (2) 日本からの申請の場合は、教育・研究機関（大学の場合、学部・学科等を含む）、及び社団法人・財団法人・特定非営利活動法人等です。ただし、次に掲げる団体等は助成対象となりません。
  - ・日本国（行政機関等の国家機関）、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）
  - ・国等の設置する教育機関、研究機関その他国等に属する組織・団体、施設等（国等が設立に関与する組織・団体であっても、社団法人や財団法人等、固有の法人格を持つ団体は含まない）
  - ・外国政府（省庁等の行政機関）及び外国政府の在外公館
  - ・日本国が拠出している国際機関
  - ・「独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程」（平成 27 年度規程第

52号) 第2条第2項第1号に定める反社会的勢力とみなされる団体

(3) なお、法人格がなくても、組織や責任体制が確立され、かつ代表者又は管理人の定めがある場合は、申請資格を認める場合があります。

(4) 申請は、1プロジェクトに対し1団体が代表して行うこととしてください。

#### **4. 助成対象期間**

(1) 2025年4月1日から2026年3月31日までの間に開始されるプロジェクトを対象とします。

(2) 助成対象期間は原則として1年以内とします。ただし計画するプロジェクト内容に必要性があれば複数年度助成について考慮しますが、助成対象期間は連続2年を上限とし、また、助成の正式決定はプロジェクトの進捗報告及び1年ごとの事業計画の申請の提出に基づいて行います。複数年度の助成を希望する場合は、申請書に複数年度必要とする理由を具体的に説明してください。毎年、継続的・定期的に開催される催しを中心とする事業は、優先度が低くなります。

#### **5. 助成内容**

(1) 事業の実施に必要な経費の一部を助成します。一例として以下のものが挙げられます。

- ・謝金・人件費（講師謝金、研究者・協力者謝金、通訳謝金、スタッフ雇用費等）
- ・旅費（航空賃、交通費、宿泊費等）
- ・イベント開催経費（会場費、機材借料、広報費等）
- ・成果物作成費（報告書作成費、ウェブサイト制作費、翻訳費、印刷費等）
- ・その他（資料購入費等）

※助成額はJFが査定し、プロジェクト費用の全額を助成することはありません。（上記2-(1)-エ参照）また、申請された経費の妥当性を判断するため、見積書の提出を追加で依頼することがあります。

※謝金・人件費を申請額に含める場合は、積算根拠を添付するとともに、その必要性和プロジェクトにおける役割について明確に説明してください。なお、人件費の全額を助成金で賄うことは認められず、申請団体責任者、事業責任者、経理責任者に対する謝金・人件費は本助成の対象外です。

(2) プロジェクトの内容や性質に関わらず以下の経費は助成対象外です。これらに該当する経費を必要とする場合は、自己資金もしくは他財源を確保する必要があります。

- ・資本金・基金の募集、債務の救済
- ・建築物の設計、建設、維持
- ・機械・機器類、備品の購入
- ・土地の購入
- ・記念碑の建立
- ・申請プロジェクトに直結しない経常経費

(3) 間接経費は直接経費に対する助成額10%を上限として申請できます。間接経費は、申

請機関においてプロジェクトに関連して間接的に必要になる経費です（間接経費に含めることのできる経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日付競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 26 年 5 月 29 日改正）にて提示されている「別表 1 間接経費の主な使途の例示」《プロジェクト収支予算の詳細参照》に準じますのでそちらをご覧ください）。

- (4) 助成額は JF が査定します。総事業費の 20%以上を JF 以外の資金（自己資金、他の助成金等）により賄われていることを条件とし、プロジェクト費用の全額を助成することはありません。

## **6. 申請手続**

### **(1) 締切**

2024 年 12 月 2 日 23 時 59 分（日本時間）

### **(2) 申請方法**

ア 申請書類を以下のページからダウンロードします。

URL: <https://www.jpfr.go.jp/j/program/intel.html>

イ 申請書類作成ガイドに従い、申請書類を作成します。

ウ すべての申請書類を完成後、以下の宛先に E-mail で送付します。メールの件名は必ず「日 ASEAN グローバル・パートナーシップ強化助成申請」としてください。

[gp1\\_asean\\_grant@jpfr.go.jp](mailto:gp1_asean_grant@jpfr.go.jp)

### **(3) 結果通知**

2025 年 4 月

## **7. 同意事項**

本プログラムに申請した者は、以下の事項に同意したものとみなします。

### **(1) 法令遵守**

JF の助成事業は、JF の関係法令（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）を含む）及び規程に従って実施されます。なお、補助金の受給や使用に関する不正行為があったときは、補助金の交付取消や返還命令（加算金を含む）、その他一定期間の申請資格停止等の措置をとり、場合によっては刑事罰が課されることがあります。

### **(2) 連続助成の制限について**

JF では、過去 3 年間にわたって連続して同じプログラムで助成した団体については、4 年目の助成を控えることを原則とします。これは、JF 事業の受益者が固定化することを避け、より多くの方への支援の機会を設けるためです。ただし、継続すべき強い理由があると JF が判断する場合はこの限りではありません。なお、ある年度においてこの原則が適用されて採用されなかった団体がその翌年度に申請することは可能であり、また審査において優先度が低くなることはありません。

### **(3) 助成対象者の義務**

ア 助成対象事業のウェブサイト、カタログ、ポスター、チラシ等の広報資料、及び成果物としての出版物や各種コンテンツ等には、JF の助成を受けた旨を明記し、所定のロゴマークをご掲載ください。

イ また、広報資料及び成果物につき、別途指定する数量を JF にご寄贈ください。

ウ 事業完了後には、事業の概要、成果、収支等に関する報告書をご提出ください。

#### (4) 事業に関する情報の公開

ア「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は、原則として開示されます。

イまた、採用された場合、プロジェクト名、助成先団体名、同団体代表者及び事業担当者の氏名・肩書き、プロジェクト概要、助成対象期間、助成金額の情報は、JF の年報、事業実績、ウェブサイト等において公表されます。

#### (5) 個人情報の取扱い

##### ア 適用法の遵守

JF は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)(以下「法」という。)、関連する政省令、及び個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「EU 一般データ保護規則(以下「GDPR」という。))」、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令(以下「中国法」という。)、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。JF の個人情報保護への取組(プライバシーポリシー)については、以下のウェブサイトをご覧ください。

(法関連)(和) <https://www.jpfr.go.jp/j/privacy> (英) <https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/>

(GDPR 関連) <https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/index.html#gdpr>

(中国法関連) [https://www.jpfbrj.cn/jp/personal\\_information/](https://www.jpfbrj.cn/jp/personal_information/)

##### イ 個人情報の取得

JF は、申請者から、申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等(以下「事業資料」という。)を通じて、以下の個人情報(以下「個人情報」という。)を取得することがあります。また、JF は、一般に公開されたウェブサイトを通じて申請者の個人情報を取得することがあります。

##### 【申請者に関する基礎的な情報】

氏名、生年月日、国籍、永住権、性別、勤務先、職業及び職務、自宅住所、郵便番号、電話番号(携帯電話を含む)、FAX 番号、E メールアドレス、本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等

##### 【申請者の経歴や能力に関する情報】

履歴書(学歴及び職歴を含む)、主な業績、外国語能力、国外居留歴、国外居留計画及び居留期間の連絡先等

##### ウ 個人情報の利用目的・利用期間

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、当該申請者による同意に基づき、採否審査、

採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の申請者及び採用者管理の目的（以下「本件利用目的」という。）のために利用します。

（イ）申請者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、JF の事業の適正かつ円滑な運営のために、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の JF 事業の策定に利用されます。

（ウ）（イ）の情報に加え、申請者の連絡先（住所、E メールアドレス、電話番号）は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の JF 事業についてのご連絡、今後の JF 事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。

（エ）JF は、本件利用目的達成に必要な期間、申請者の個人情報を取り扱います。

#### エ 個人情報の提供

（ア）JF は、申請者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。

a 日本国在外公館（大使館・総領事館等）及び日本国外務省（査証手配、安全管理上の対応、事業の実施支援等のため）

b 外部有識者等の評価者（採否審査、事後評価等のため）

c 報道機関や他団体（事業の広報のため）

d その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人

（イ）JF は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、申請者から取得した個人情報を、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記に記載する利用目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。

#### オ 個人情報の越境移転

（ア）JF は、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、JF 本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。JF は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。

（イ）前項に定める場合のほか、JF は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。

#### カ 個人情報の安全管理

JF は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、申請者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。

#### キ 申請者の個人情報に係る権利

申請者は、法、GDPR、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。

#### ク 個人情報の取扱いに対する異議申立て

申請者は、JF における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、JF に対して異議を述べることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

#### ケ 事業関係者の個人情報

申請者から提出を受けた申請者以外の事業関係者の個人情報についても、上記ア～クの取扱いとなりますので、申請者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いします。

#### コ 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「8. 問合せ先」記載の連絡先にお寄せください。

#### サ 同意の撤回

申請者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、JF から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。

- (6) 感染症の流行状況等により、関係当局が発する規制や指示等を踏まえた対応が必要となる可能性につき十分ご留意願います。また、JF は、交付決定を行った後であっても、やむを得ず、中止または決定内容を変更したり、海外派遣に一定の条件を付したりする場合があります。

#### (7) 海外での事業実施上の安全確保について

ア 海外での事業の実施にあたっては、関係者の安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。

※ 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

イ 海外に渡航する際は「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。

※ 「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

## **8. 問合せ先**

独立行政法人国際交流基金

国際対話部 事業第1チーム

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ

Tel: +81-3-5369-6072 E-mail: [gp1\\_asean\\_grant@jpf.go.jp](mailto:gp1_asean_grant@jpf.go.jp)